

山形県土地改良政治連盟規約

(目的)

第1条 この連盟は、農業及び農村社会の健全な発展を図るため県民の政治力を結集し、政治活動を通じて土地改良事業等農業農村整備の推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この連盟は、山形県土地改良政治連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(事務所)

第3条 連盟の事務所は、山形市におく。

(事業)

第4条 連盟は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)連盟の趣旨に基づく政治活動
- (2)土地改良事業等の推進に関する情報の収集、提供
- (3)その他第1条の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 連盟の会員は、県内に居住又は所在し、かつ連盟の目的及び事業に賛同する個人及び法人などとする。

(役員)

第6条 連盟に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)幹事長 1名
- (4)理事 若干名
- (5)会計監事 2名

2. 会長・副会長・幹事長及び会計監事は、役員会において選任する。

3. 理事は、会員の中から会長が委嘱する。

4. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

5. 役員が任期中において退任した場合において、新たに選任される役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は連盟を代表し、役員会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

2. 幹事長は、事務局を掌握し事業の企画立案を行う。

3. 理事は、運営に必要な事項を審議する。

4. 会計監事は、会計を監査する。

(顧問及び参与)

第 8 条 連盟に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、役員会の議を経て会長が委嘱する。

(機関)

第 9 条 連盟に次の機関を置く。

(1) 役員会 (2) 幹事会 (3) 事務局

(役員会)

第 10 条 役員会は、連盟の最高議決機関であり、執行機関である。

2. 役員会は、会務を審議し、必要に応じて緊急事項を処理する。

3. 役員会は、会長が招集し、半数以上の出席をもって成立し、過半数をもって議決する。

(幹事会)

第 11 条 幹事会は、連盟の事業を円滑に推進するために必要となる具体的な業務について協議する。

2. 幹事長は、幹事会を運営し会務を総括する。

3. 幹事会には幹事を置き、会長が、東南村山、西村山、北村山、最上、置賜、庄内の地域毎に若干名、任命する。

4. 幹事は、連盟活動の具体的な業務を分担するとともに、会員の意志の結集を図り、連絡調整にあたるものとする。

(事務局)

第 12 条 事務局は、連盟活動に必要な事務を掌る。

2. 事務局には、事務局長及び若干名の事務局幹事を置き、会長が任命する。

3. 事務局長は、連盟の事務を総括する。

(経費)

第 13 条 連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計)

第 14 条 連盟の会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(運用)

第 15 条 この規約に定めない事項は、役員会において定める。

附 則

1. この規約は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

2. 設立時の役員は、設立総会に出席した会員により選出する。

3. この改正規約は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。